

未来に向かって環境のトータルアドバイザー

RIKKA REPORT

立華工業株式会社 静岡県富士市本市場 422 01 〒416-0906 : 清水営業所
TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654 URL <http://www.rikka.co.jp> E-mail info@rikka.co.jp

労働安全衛生法に基づく「化学物質による健康障害防止指針(がん原性指針)」で、下記2物質が追加され、計28物質が対象となりました。

1) 2-アミノ-4-クロロフェノール

性状：無色~茶色の結晶性粉末

用途：医薬品・写真薬・染料の中間物

構造式： $C_6H_3(OH)(NH_2)Cl$

2) 1-ブロモブタン

性状：無色の液体

用途：医薬・農薬中間体、塩ビ安定剤原料

構造式： $Br-CH_2-CH_2-CH_2-CH_3$

改正日・施行日 平成24年10月10日

レポートのお問い合わせは、下記担当部署にお願いいたします。

富士本社 富士市本市場422の1

TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654

☆作業環境測定

富士本社 作業環境課

中西正彦、青柳容子

☆局所排気装置・プッシュプル型換気装置・排気対策

富士本社 対策エンジ課

尾崎克年、渡邊大輔

☆富士本社 営業部

望月久彰

1. 指針の対象物質(対象物質の含有量が重量の1%以下のものを除く。)

これらの物質は、国による長期毒性試験の結果、哺乳動物にがんを生じさせることが判明したものです。これらの物質の人に対するがん原性は、現在確定していませんが、労働者がこれらの物質に長期間ばく露された場合、がんを生じる可能性が否定できません。

	物質名		物質名
(※)1	2-アミノ-4-クロフェノール	15	1,2-ジクロロプロパン
2	アントラセン	16	ジクロロメタン
3	2,3-エポキシ-1-プロパノール	17	N,N-ジメチルホルムアルデヒド
4	塩化アリル	18	テトラクロルエチレン(別名パークロエチレン)
5	オルトフェニレンジアミン及びその塩	19	1,1,1-トリクロルエタン
6	キノリン及びその塩	20	ノルマルブチル-2,3-エポキシプロピルエーテル
7	1-クロロ-2-ニトロベンゼン	21	パラジクロロベンゼン
8	クロホルム	22	パラニトロアニソール
9	酢酸ビニル	23	パラニトロクロロベンゼン
10	四塩化炭素	24	ヒドラジン及びその塩、ヒドラジン-水和物
11	1,4-ジオキサン	25	ビフェニル
12	1,2-ジクロルエタン(別名二塩化エチレン)	26	2-ブテナール
13	1,4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン	27	1-プロモ-3-クロロプロパン
14	2,4-ジクロロ-1-ニトロベンゼン	(※)28	1-プロモブタン

(※)は今回追加された物質

2. 指針に定める措置の内容

1) 対象物質へのばく露を低減させるための措置

ア) 作業環境管理および作業管理

- ①使用条件等の変更
- ②作業工程の改善
- ③設備の密閉化
- ④局所排気装置等の設置
- ⑤作業を指揮する者の選任
- ⑥労働者が対象物質にばく露しないような作業位置、作業姿勢または作業方法の選択
- ⑦呼吸用保護具、不浸透性の保護衣、保護手袋等の保護具の使用
- ⑧対象物質にばく露される時間の短縮

イ) 保護具

就業する労働者人数以上で、有効かつ清潔に保持している保護具を備え付け、労働者に送気マスクを使用させたときは、有害な空気を吸入させないこと。

ウ) その他

- ①設備、装置等の操作、調整及び点検
- ②異常な事態が発生した場合における応急の措置
- ③保護具の使用

2) 作業環境測定

- ア) 屋内作業場について、対象物質の空気中における濃度を定期的に測定して下さい。測定は6ヶ月以内ごとに1回実施するように努めて下さい。また、測定は作業環境測定士が実施することが望ましいです。
- イ) 作業環境測定の測定結果及び結果の評価の記録を30年間保存するように努めてください。

3) 労働衛生教育

次の項目について安全教育を計4.5時間以上行ってください。

- ア) 対象物質の性状及び有害性
- イ) 対象物質等を使用する業務
- ウ) 対象物質による健康障害、その予防方法及び応急措置
- エ) 局所排気装置その他の対象物質へのばく露を低減するための設備及びそれらの保守、点検の方法
- オ) 作業環境の状況把握
- カ) 保護具の種類、性能、使用方法及び保守管理
- キ) 関係法令

4) 労働者を把握するための記録の保管

次の項目を1ヶ月を超えない期間ごとに記録するとともに、30年間保存するように努めてください。

- ア) 労働者の氏名
- イ) 従事した業務の概要及び当該業務に従事した期間
- ウ) 対象物質により著しく汚染される事態が生じたときは、その概要及び講じた応急措置の概要。

5) 危険有害性等の表示及び譲渡提供時の文書交付

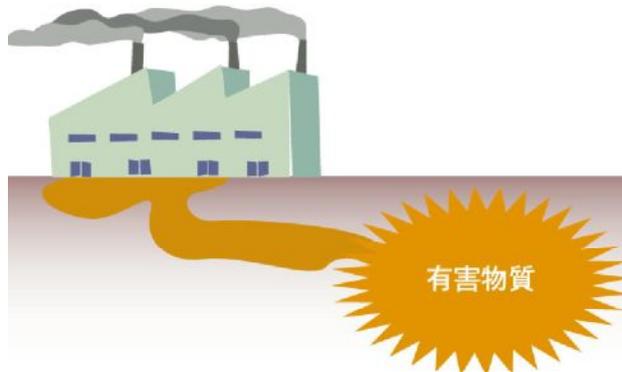
- ア) 対象物質等を譲渡し又は提供の場合には、容器又は梱包に名称等を表示するとともに、安全データシート(SDS)の交付等により対象物質等の名称等を通知された場合には、通知された項目を労働者に周知してください。
- イ) SDSの交付等により対象物質等の名称等を通知された場合には、通知された項目を労働者に周知してください。
- ウ) 対象物質等を労働者に取り扱わせる場合には、容器又は梱包への名称等の表示、SDSの作成を行うとともに、SDSの記載事項を労働者に周知してください。

RIKKA TOPICS

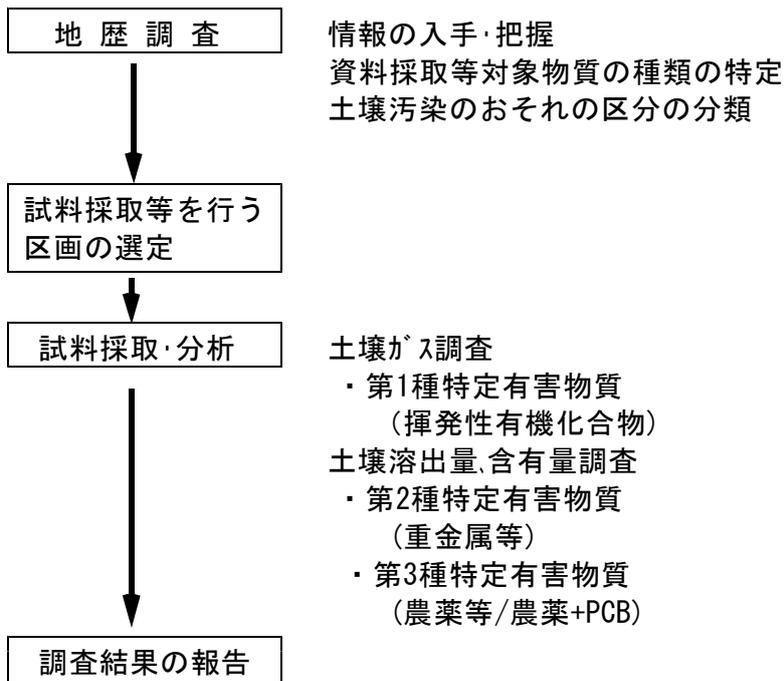
土壌汚染調査のご案内

土壌汚染による人の健康被害を防止することを目的に、平成15年に土壌汚染対策法が施行されました。

これら目的に沿った形で、土壌汚染調査は新たな企業経営リスクとしての側面を持ち始め、今や自治体の規制、不動産取引、金融機関の融資、ISO14001の取得、企業会計など多方面で取り上げられております。



土壌汚染調査の主な流れ



ボーリングによる試料採取

弊社は調査結果の信頼性を確保するため、法律に基づく土壌調査の可能な指定調査機関です。(指定番号 環2003-1-761)

土壌汚染調査についてのお問い合わせは下記担当者まで

環境分析部 加藤雅士・入野一人 または 営業部 望月久彰

TEL 0545-61-8402 FAX 0545-63-9654